

～ 解体事業者の皆様へ ～

建設リサイクル法の施行における

石綿に関する取扱について

日頃より、建設リサイクルの推進に努めていただきお礼申し上げます。
今般、再生砕石にアスベストを含む建設資材が混入した事例が関東近県の自治体で確認されております。

本来、建設リサイクル法では、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設木材については、現地での分別解体を適正に実施する旨を規定しております。

一部報道では有りますが、環境保全上看過できない事例と思われれます。

つきましては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、特定建設資材の分別解体が適正に行われるようお願いいたします。

千葉県県土整備部
技術管理課 建設リサイクル推進室
TEL 043-223-3440